

◎新潟県告示第372号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年新潟県規則第65号）第3条及び第8条の規定により、知事が指定した特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所（平成16年3月新潟県告示第571号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の場所の表中、

「

新発田地域振興局	阿賀野市 北蒲原郡
----------	-----------

 」

を

「

新発田地域振興局	北蒲原郡
----------	------

 」

に改める。